

# 7月11日(日)投・開票 第22回参議院議員通常選挙

- 公示日 6月24日(木)
  - 投票日 7月11日(日)
  - 投票時間 7:00~20:00
  - 開票日 7月11日(日)
  - 開票時間 21:00から
  - 開票場所 宗像勤労者体育センター
- \*大島投票区と地島投票区は7月9日(金) 7:00~18:00に繰り上げ投票



## 投票できる人・できない人

宗像市で投票できる人・できない人		投票の可否
住所を変えていない人	平成2年7月12日までに生まれた人	○
	平成2年7月13日以降に生まれた人	×
市外から宗像市に転入した人 *平成2年7月12日までに生まれた人	平成22年3月23日までに転入届を出した人	○
	平成22年3月24日以降に転入届を出した人	×

満20歳以上の国民には選挙権がありますが、宗像市で投票するためには、宗像市選挙人名簿に登録されている必要があります。今回の選挙人名簿に登録されている人は、平成2年7月12日までに生まれた人で、転入の場合は、平成22年3月23日までに転入届をし、6月23日(水)まで引き続き居住して住民基本台帳(住民票)に記載されている人です。

## 投票所へ持って行くもの

選挙人名簿に登録されている一人ひとりに、投票所入場券(ハガキ)を郵送します。入場券は、投票日や投票所を表示し、投票所での選

投票に行くときは、投票所の場所などをよく確かめ、自分の入場券を持って

①投票日当日、前の住所地の投票所へ行って投票する  
②投票日の前日までに、前住所地の選挙管理委員会へ行って期日前投票する  
③前住所地の選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求し、投票日の前日までに交付された投票用紙を持って、宗像市の選挙管理委員会に不在者投票する

\*短期間で何回も住所を異動した人は、投票できない場合がありますので、早めに前住所地の選挙管理委員会に問い合わせを

「3月24日以降に転入してきた人」  
平成22年3月24日以降に市に転入届をした人は、市の選挙人名簿には登録されませんので、宗像市での参議院議員通常選挙の投票はできません。

## 投票の方法

【投票の順序】  
①選挙区選挙 候補者名を記載  
②比例代表選挙 候補者名か、政党などが届け出た名簿に記載された

政党などの名称を記載  
\*余計な文字を書いたりすると投票が無効になります。注意してください

## 期日前投票・不在者投票

投票日に仕事、入院、親族の冠婚葬祭などのため投票所に行くことができない人や、旅行、レジャー、買い物などの私用で投票所に行けない人は、投票日の前日までの期間に「期日前投票」をすることが出来ます。

①市役所・大島行政センターで投票する場合  
投票所入場券を持って行ってください。入場券に宣誓書を添付していただきます。あらかじめ記載しておけば、期日前投票所での記載が不要になります。

\*入場券が届いていない場合、係員に申し出れば投票ができます  
②出張・旅行先でする場合  
市選挙管理委員会に連絡し、「請求書・宣誓書」を取り寄せて、投票用紙などを請求する必要があります。投票用紙などを滞在地に郵送しますので、それを持って滞在地の選挙管理委員会に不在者投票をしてください。

「請求書・宣誓書」は、市ホームページ(<http://www.city.munakata.jp>)からダウンロードできます。

●投票所と投票方法  
\*大島投票区と地島投票区の人はいずれの場所でも7月8日(木)まで

▽大島行政センター/7月3日(土)~同8日(木)  
\*午前8時30分~午後5時

障がいの部位	障がいの程度
両下肢・体幹・移動機能	1級か2級
身体障害者手帳を持っている人 心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1級か3級
免疫・肝臓	1級~3級
戦傷病者手帳を持っている人 両下肢・体幹	特別項症~第2項症
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症~第3項症
介護保険の被保険者証を持っている人	要介護5

障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人 上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳を持っている人 上肢・視覚	特別項症~第2項症

## 郵便等投票

制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書(7年間有効)」の交付を受けることが必要です。受けていない人は、市選挙管理委員会ですべての手続きをすませてください。

## 点字投票

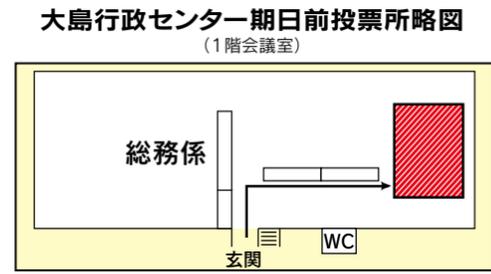
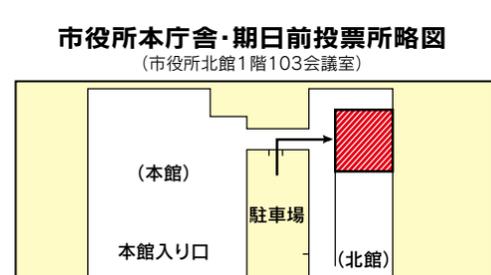
目の不自由な人は、点字で投票することができます。投票所の係員に申し出てください。

\*期日前投票でも点字投票はできます

## 開票

宗像勤労者体育センターで、7月11日(日)午後9時から開始します。

■問い合わせ先  
市選挙管理委員会(総務課内) ☎(36) 1375、ファックス 13(37) 1242



www.city.munakata.jp) ↓市内にお住まいの方↓議会・選挙↓選挙からも入手できます。③病院(県選挙管理委員会が指定した施設)などでする場合  
入院中の人で歩行が困難な人は、病院長に申し出てください。

投票用紙の請求申請は、7月7日(水)までです。大島投票区と地島投票区の人には7月5日(月)までです。

(表1) 郵便等投票の対象者  
(表2) 代理記載制度の対象者  
表1に該当する人で、自分で投票の記載をすることができない人として定められた表2に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会の委員長に届け出た人(選挙権を有する人に限る)が投票に関する記載をすることができます。